

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

平成31年2月8日

和歌山県知事 殿



提出者
住 所 和歌山県紀の川市桃山町調月523-12
氏 名 株式会社オルト
代表取締役 王隠堂 政見
電話番号 0736 (66) 4848

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社オルト
事業場の所在地	和歌山県紀の川市桃山町調月523-12
計画期間	平成30年4月1日～平成31年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	食品製造業(カット野菜)
②事業の規模	売上高 2,508百万円
③従業員数	43人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙のとおり

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（平成29年度）実績】			
	産業廃棄物の種類	動植物性残さ	汚泥	廃プラスチック類
	排出量	1,596 t	154 t	96 t
	(これまでに実施した取組)			
	● 野菜残渣の排出量は、粉碎脱水処理実施により前年比半減。 ● 製造工程の見直しを行い原料の作りすぎを減らす取り組みを行っている。 ● 品質の良い原体の仕入を行い、歩留りを上げる取り組みを行っている。 ● 原料の落ちこぼれを少なくする対策に取り組んでいる。			
② 計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類	動植物性残さ	汚泥	廃プラスチック類
	排出量	1,550 t	150 t	90 t
	(今後実施する予定の取組)			
	● これまでに実施した取り組みを継続する。			

産業廃棄物の分別に関する事項

① 現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
	● 野菜・果実の分類を行っている。 ● 廃プラスチック類は種別に分けて分別を行っている。
② 計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
	● これまで実施した分別を継続する。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（平成29年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	動植物性残さ	廃プラスチック類
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 自ら直接再生利用は行わない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	動植物性残さ	廃プラスチック類
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 自ら直接再生利用は行わない。		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（平成29年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	動植物性残さ	廃プラスチック類
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 自ら中間処理は行わない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	動植物性残さ	廃プラスチック類
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 自ら中間処理は行わない。		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現状	【前年度（平成29年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	動植物性残さ	廃プラスチック類
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 自ら埋め立て処分又は海洋投入処分は行わない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	動植物性残さ	廃プラスチック類
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 自ら埋め立て処分又は海洋投入処分は行わない。		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

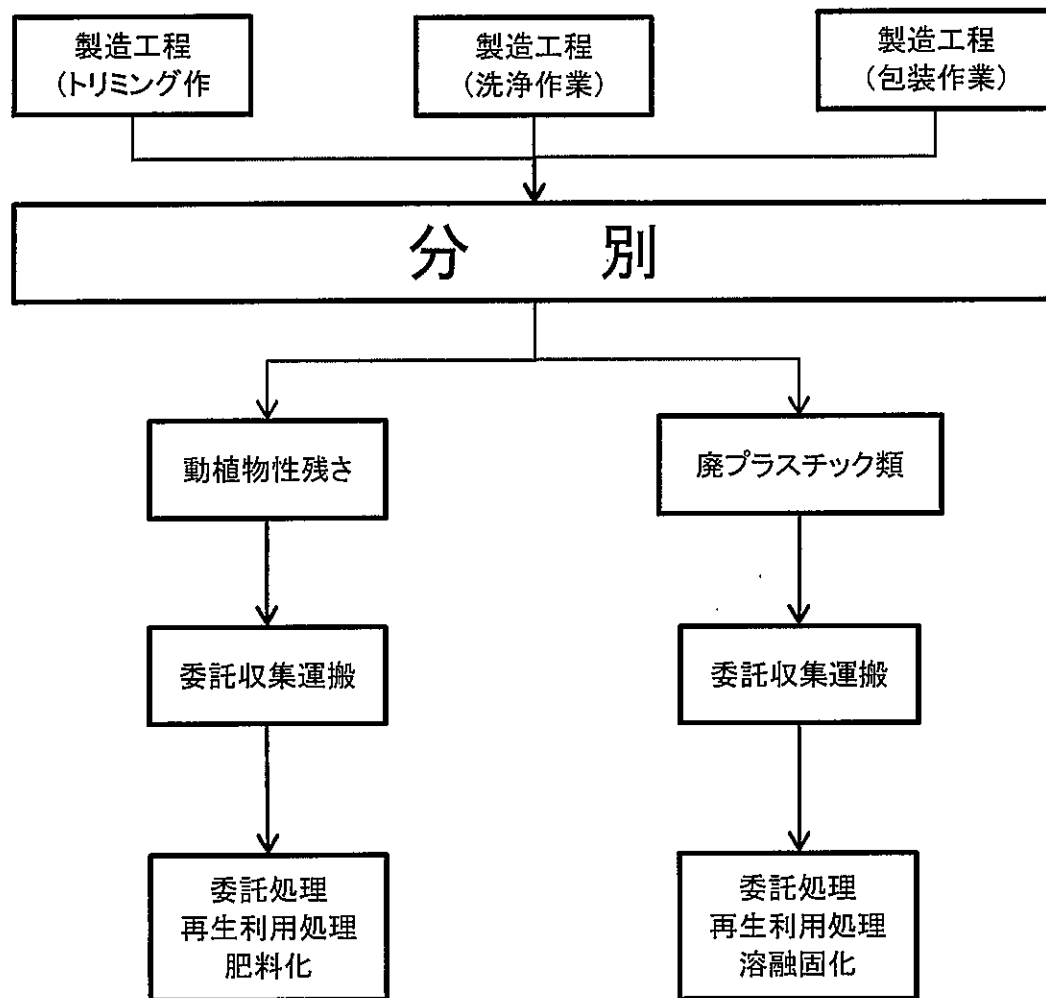
① 現状	【前年度（平成29年度）実績】			
	産業廃棄物の種類	動植物性残さ	汚泥	廃プラスチック類
	全処理委託量	1,596 t	154 t	96 t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t	t
	再生利用業者への処理委託量	1,596 t	154 t	96 t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t	t
	(これまでに実施した取組) 処理業者と委託契約を締結するに当っては事前の現地確認（処理状況、維持管理状況、周辺状況）するとともに、委託後に定期的な確認を行う。			

②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類	動植物性残さ	汚泥	廃プラスチック類
	全処理委託量	1,550 t	150 t	90 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	1,550 t	150 t	90 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t	t
	(今後実施する予定の取組)			
	これまでに実施した取組を継続する。 さらに適正な委託先の選定にあたっては、優良産業廃棄物処理業者に関する情報、公開される産業廃棄物処理施設の維持管理情報等を活用する。 また、再利用が可能な廃棄物については、積極的に再利用を推進するため、委託先についての情報収集を行い、ルートを確保する。			
※事務処理欄				

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物の一連の処理の工程



産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項
(管理体制図)

